

企画競争実施の広告

平成20年9月5日

本州四国連絡高速道路株式会社

契約責任者 常務取締役 武田 文男

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名及び概要

平成20年度海峡部長大橋の長寿命化に関する調査研究

(2) 業務内容

海峡部長大橋の防食・長寿命化に関する検討および意見交換会を行うものである。

1) 鋼構造物の防食検討

①上部工全般

- ・高耐久性ふっ素樹脂塗料、省工程型塗料および環境配慮型塗料の評価
- ・ふっ素樹脂塗料の劣化機構の究明および塗膜消耗速度の把握
- ・塗膜管理および補修方法の提案
- ・重防食塗装に関する既往資料の整理

②ハンガーロープ

- ・非破壊検査マニュアルの作成
- ・定着部防食材料の暴露

③鋼ケーソン基礎

- ・飛沫・干満帯の防食仕様の提案
- ・緩衝工の腐食状況調査

2) コンクリート構造物の長寿命化検討

- ・含浸材の性能評価
- ・コンクリート非破壊検査結果の整理
- ・鉄筋腐食診断器の適用性調査

3) 鋼ケーソン基礎コンクリート劣化の検討

- ・鋼材埋設コンクリート試験体の作製と暴露
- ・既設構造物の塩化物イオンの侵入深さ調査

4) 学識経験者との意見交換会およびヒアリング

- ・上記内容に関する学識経験者等との意見交換会およびヒアリングの実施

(3) 履行期限

平成21年 3月19日

2. 企画競争参加資格要件

(1) 次の各号の一に該当しないこと

- ① 契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被補佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者
- ② 過去2年以内において次のイからチまでの一に該当したと認められる者
 - イ 契約の履行に当たり、故意に工事、製造又は調査等を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ニ 監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げた者
 - ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ヘ 本州四国連絡高速道路会社（以下「本四会社」という。）に提出した書類に虚偽の記載をした者
 - ト その他本四会社に著しい損害を与えた者
 - チ イからトまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずるものとして使用した者

③ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(2) 本四会社における「その他の調査・設計」業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、「各種試験又は研究等」を希望していること

(3) 本四会社の指名停止措置を受けている期間でないこと

(4) 技術力に関する要件

海峡部長大橋における鋼構造物の防食およびコンクリート構造物の長寿命化検討に関し、十分な能力を有すること

(5) 業務執行体制に関する要件

以下の技術資格を有するものとする。なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当と国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。

①主任技術者：下記のいずれかの資格保有者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

イ 技術士〔建設部門（鋼構造及びコンクリート）〕または〔総合技術監理部門（鋼構造及びコンクリート）〕

ロ RCCM（鋼構造及びコンクリート）、コンクリート診断士または土木鋼構造診断士

(6) 業務実績に関する要件

主任技術者および担当技術者は、下記に示される同種又は類似業務について、平成15年度以降に完了した業務において、1件以上の実績を有さなければならない。

同種業務：下記の業務の全てを実績として有する

- ・ 海峡部長大橋における鋼構造物の防食検討
- ・ 海峡部長大橋におけるコンクリート構造物の長寿命化検討
- ・ 委員会等の運営

類似業務：下記の業務の全てを実績として有する

- ・ 塩害環境下の鋼橋の防食に関する検討
- ・ 塩害環境下のコンクリート橋の長寿命化に関する検討

3. 手続等

(1) 担当部局

〒651-0088 兵庫県神戸市中央区小野柄通4-1-22

本州四国連絡高速道路(株) 会計契約課

電話 078-291-1035 ファクシミリ 078-291-0026

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成20年9月5日(金)から平成20年9月24日(水)までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで、(1)に同じ。

説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 技術提案書の提出期限、場所及び方法

平成20年9月25日(木) 12時 (1)に同じ。

正1部、副1部を持参に限る。(提案書の受付期間は平成20年9月24日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで及び平成20年9月25日12時00分までとする。)

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリング実施

平成20年9月29日(月) 13時から、本社13階第一会議室

4. その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(2) 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、技術提案者側の負担とする。

(3) 企画競争委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(4) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して競争入札参加停止を行うことがある。

(5) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、契約手続きの完了までは、当社との契約関係を生じるものではない。

(6) その他の詳細は説明書による。